

「山梨県子ども計画（仮称）」の概要

資料 3-1

趣 旨 全ての子どもを権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための計画
 子ども基本法に基づき策定される子ども大綱を勘案して策定する ※子ども…子ども基本法の定義を踏まえ、「心身の発達の過程にある者」

基本理念 **全ての子どもが夢や希望を叶えるため、権利の主体として尊重されるとともに安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現**
 ～ 生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上を目指す ～

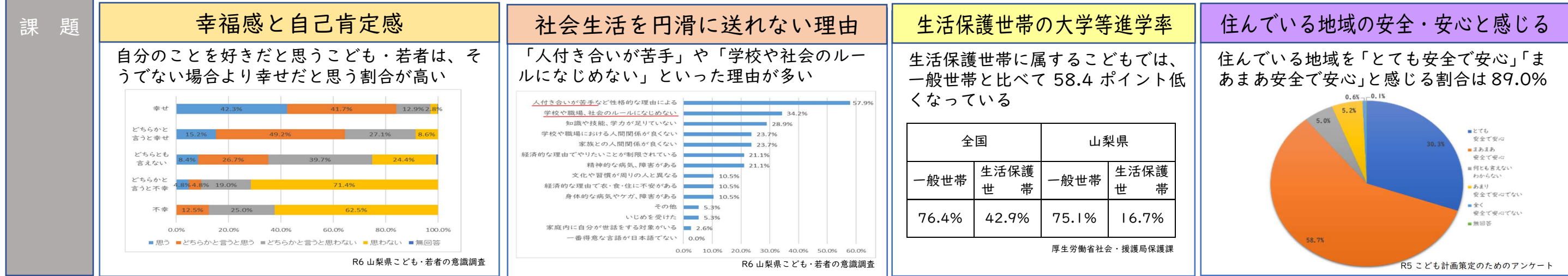
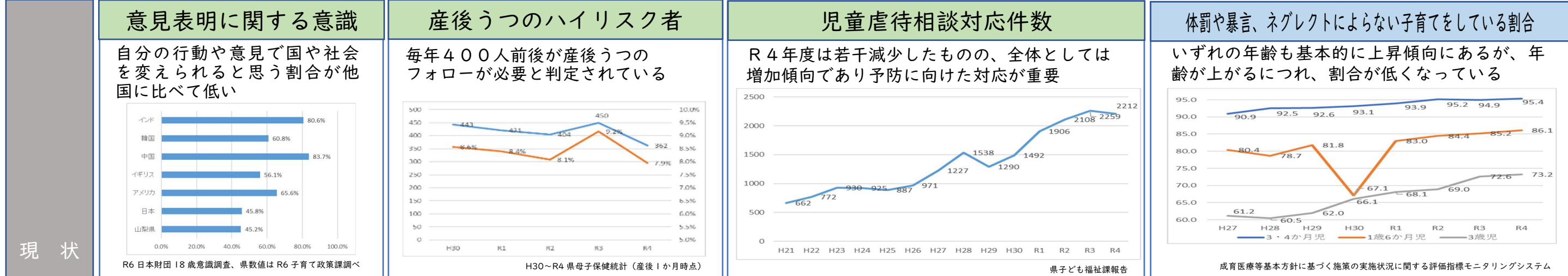
子ども大綱方針

子どもは権利の主体、子ども・子育て当事者とともに進める	ライフステージに応じて切れ目なく支援	子どもの最善の利益を図る
若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の希望の実現	全てのこどもの幸せ	貧困と格差の解消
		良好な成育環境の確保

進行管理 毎年度、各事業の進捗状況を点検・評価し、子ども・子育て会議に報告し、中期目標の達成に向け、適切な短期目標となっているか審議を受ける
 計画の中間年を目安に、基本目標の達成に向け、適切な中期目標となっているか点検・評価し、子ども・子育て会議に報告し、審議を受ける
 点検・評価にあたっては、子ども・子育て当事者とともに進める視点を遵守する

推進体制 子育て支援推進本部事務局が核となり、庁内各部署、国、市町村、県民などとの連携の推進を図ります

計画期間 令和7年度から令和11年度までの5か年



- 山梨県基本方針**
1. こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える
 2. はじめの100か月を支える環境の充実
 3. 将来に対する希望の形成と実現の支援
 4. 困難な状況にある子ども・若者への支援
 5. 貧困の解消と連鎖の防止
 6. 良好な成育環境の確保

